

【韓国】 米韓自由貿易協定(FTA) 批准同意案の可決

海外立法情報課・藤原 夏人

* 2011年6月3日に韓国国会に提出された米韓 FTA 批准同意案をめぐり、与野党が激しく対立した。同年11月22日、議長職権で上程され、米韓 FTA 批准同意案が可決された。米韓 FTA 批准に伴う国内法の制定及び改正のうち、残っていた14の法律案も、併せて可決された。

アメリカとの追加交渉

米韓 FTA 交渉は、盧武鉉（ノ・ムヒョン）前大統領在任中の2007年4月2日に妥結し、同年6月30日に署名が行われた。その後、韓国において米国産牛肉輸入再開に関連して大規模な「ろうそくデモ」が展開されたことや、アメリカ議会において米韓 FTA 批准に消極的な民主党が躍進したこと等により、両国の批准への動きは停滞していたが、2010年12月3日、両国が追加交渉において妥結し、批准への道が開かれた。

追加交渉の結果、両国の乗用車の関税撤廃時期が5年目以降へ延長される等の変更が行われ、韓国に輸入されるアメリカの自動車（商用車を除く）の安全基準についても、製造会社毎に年間2万5千台まで、アメリカの基準を満たすものは韓国の基準を満たすと認定することとなった。そのほか、韓国の医薬品許可一特許連係制実施までの猶予期間を、18か月から36か月に延長する等の変更も行われた。

批准同意案の可決

追加交渉妥結後も、韓国国会では米韓 FTA 批准同意案をめぐって混乱が生じた。2008年10月に国会に提出され、審議が進められていた米韓 FTA 批准同意案は、後日多数の誤訳が見つかったことを理由に、2011年5月4日に一度撤回された。

韓国政府は修正した批准同意案を同年6月3日に再度国会に提出した。同批准案は同年9月16日に外交通商統一委員会に付託されたが、韓国に不利な内容が含まれているとして、野党側が反対した。野党側がとりわけ問題視したのが、第3者の仲裁機関による投資家と国家の間の紛争解決手続を定めた、いわゆる ISD 条項である。野党側は国の公共政策に深刻な影響をもたらすとして、アメリカとの再々交渉を要求した。

同時期にアメリカにおいても米韓 FTA の批准手続が進められており、同年10月21日、オバマ大統領が米韓 FTA 履行法に署名したことにより、アメリカ側の批准手続が先に完了した。韓国政府及び与党ハンナラ党は、2012年1月1日の発効を目指して速やかな批准同意案の可決を目指していたが、野党側は委員会室を占拠するなど、強硬手段に打って出た。こう着状態を打開するため、李明博（イ・ミョンバク）大統領は2011年11月15日、国会訪問を行い、米韓 FTA 発効後に ISD 条項についてアメリカ側と協議を行うと明言し、野党側に協力を要請したが、野党側は発効前に行うことを要求してこれを拒否した。11月22日、議長の職権により、批准同意案が直接本会議

に上程され強行採決されるとともに、関連 14 法案も可決された。11 月 29 日、李明博大統領が可決された法案に署名したことで、韓国側も批准手続が完了したが、街頭では米韓 FTA に反対するデモが続いている。

米韓 FTA による韓国への影響

2011 年 8 月に発表された政府系研究機関 10 機関による「韓・米 FTA 経済的効果再分析」によると、米韓 FTA 発効により、韓国の長期的な実質 GDP 成長率は 5.66%（短期的には 0.02%）増加し、長期的な雇用は約 35 万人（短期的には 4,300 人）増加すると予測されている。また、米韓 FTA から韓国が受ける恩恵が大きいとされる自動車産業では、発効後 15 年間で年平均 7 億 2200 万ドル（約 8400 億ウォン）の対米輸出増加が見込まれている。一方、大きな損失を蒙るとされている農畜産業では、発効後 15 年間で年平均 4 億 2400 万ドル（約 5000 億ウォン）の対米輸入増加及び年平均 8150 億ウォンの生産減少が見込まれている。

韓国政府は 2011 年 8 月、「FTA 環境下における農漁業等の競争力強化総合対策」を発表した。FTA 対策を 22 兆 1000 億ウォンに増額し、損失補填制度の機能強化等を行うとともに、近年全国的に発生した口蹄疫で大きな打撃を受けた畜産業については、「疾病に強い畜産農家」づくりに向けた施設現代化の拡充等を進めるとしている。

米韓 FTA の影響は、製造業や農業のみならず、知的財産権、医療、保険等、多方面に及ぶ。米韓 FTA 批准同意案とともに可決され成立した法律案の中には、一時的保存の複製認定、著作権隣接権の保護期間延長、法定損害賠償制度導入等を定める「著作権法一部改正法律案」、医薬品許可一特許連係制導入のための「薬事法一部改正法律案」、米韓 FTA 発効後の郵便局保険の新設を不可とし、既存の郵便局保険への金融当局の監督を強化する「郵便局預金及び保険に関する法律一部改正法律案」等が含まれている。

今後のスケジュール

今後両国は米韓 FTA 発効のための協議に入り、発効時期の調整等を行う予定である。韓国政府には米韓 FTA 関連法の下位法令の整備も残されている。また、発効 1 年後に設置予定の「韓半島域外加工委員会」において、両国が北朝鮮の開城（ケソン）工業団地産の製品に、韓国産と同様の特恵関税を適用するかどうかを協議する予定である。

ISD 条項に関するアメリカ側との協議については、発効後に設置されるサービス投資委員会で行われるとされているが、韓国政府は、ISD 条項は韓国にとっても必要であると述べており、根本的な変更が加えられる可能性は低い。

参考文献(インターネット情報は 2011 年 12 月 16 日現在である。)

・「대한민국과 미합중국 간의 자유무역협정 및 대한민국과 미합중국 간의 자유무역협정에 관한 서한교환 비준동의안」(大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換批准同意案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1C1W0Y6Q0U3N1E7O5S7D2Z8S6O5D6>